

VI 外国人雇用状況

1. 外国人雇用状況

(1) 外国人雇用状況

(令和3年10月末現在)

企業数 (社)	外国人労働者数 (人)	うち派遣・請負 労働者数 (人)	派遣・請負 労働者比率 (%)
4,366	30,391	10,160	33.4

(2) 規模別外国人雇用状況

区分	企業数 (社)	外国人労働者数 (人)	うち派遣・請負 労働者数 (人)	派遣・請負 労働者比率 (%)
30人未満	2,767	10,778	2,327	21.6
30～99人	939	8,138	3,208	39.4
100～499人	479	8,179	3,572	43.7
500人以上	144	3,222	1,051	32.6
不明	37	74	2	2.7
計	4,366	30,391	10,160	33.4

(3) 産業別外国人雇用状況

区分	企業数 (社)	外国人労働者数 (人)	うち派遣・請負 労働者数 (人)	派遣・請負 労働者比率 (%)
農業、林業	82	386	15	3.9
漁業	26	109	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	8	16	0	0.0
建設業	655	1,832	85	4.6
製造業	1,328	13,579	2,811	20.7
電気・ガス・熱供給・水道業	5	6	0	0.0
情報通信業	15	36	2	5.6
運輸業、郵便業	183	1,306	521	39.9
卸売業、小売業	543	2,128	277	13.0
金融業、保険業	17	37	3	8.1
不動産業、物品賃貸業	21	174	32	18.4
学術研究、専門・技術サービス業	38	128	10	7.8
宿泊業、飲食サービス業	469	1,470	102	6.9
生活関連サービス業、娯楽業	69	138	9	6.5
教育、学習支援業	108	410	23	5.6
医療、福祉	315	1,140	179	15.7
複合サービス事業	34	120	57	47.5
サービス業 (他に分類されないもの)	395	7,029	6,014	85.6
公務 (他に分類されないものを除く)	46	263	20	7.6
分類不能の産業	9	84	0	0.0
計	4,366	30,391	10,160	33.4

(4) 国籍別・産業別外国人労働者数

	全産業計数	建設業	製造業	情報通信業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食サービス業	教育 学習支援業	医療 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
総数	30,391	1,832	13,579	36	2,128	1,470	410	1,140	7,029
中国 (香港、マカオを含む)	4,039	142	2,235	7	440	448	64	84	295
韓国	223	8	66	0	32	48	9	13	26
フィリピン	4,196	148	1,898	0	164	99	27	233	1,246
ベトナム	7,318	842	3,987	21	451	296	11	291	892
ネパール	1,183	11	177	0	264	277	18	47	322
インドネシア	1,331	58	677	0	85	23	12	79	198
ブラジル	6,966	215	2,526	4	243	83	53	239	2,889
ペルー	1,636	94	594	0	101	44	4	57	572
G7等	342	4	41	1	12	6	141	10	10
うちアメリカ	191	1	13	0	4	4	74	4	2
うちイギリス	30	0	1	0	2	0	17	1	3
その他	3,157	310	1,378	3	336	146	71	87	579

(5) 国籍別・在留資格別外国人労働者数

	総数	専門的・ 技術的分野	特定活動	技能実習	資格外活動	身分に基づく 在留資格	不明
全国籍計	30,391	3,724	811	9,009	1,711	15,134	2
中国 (香港、マカオを含む)	4,039	774	65	1,870	319	1,011	0
韓国	223	69	5	0	19	130	0
フィリピン	4,196	108	35	503	3	3,547	0
ベトナム	7,318	1,741	418	4,452	484	221	2
ネパール	1,183	315	69	18	700	81	0
インドネシア	1,331	111	91	798	53	278	0
ブラジル	6,966	21	3	0	1	6,941	0
ペルー	1,636	5	1	25	0	1,605	0
G7等	342	194	5	0	3	140	0
うちアメリカ	191	140	0	0	2	49	0
うちイギリス	30	11	1	0	0	18	0
その他	3,157	386	119	1,343	129	1,180	0

注1：「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

注2：在留資格「特定活動」は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注3：在留資格「特定技能」は、専門的・技術的分野の在留資格に含む。

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。